

平成20年 No.22

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する
取決め

承認経過

平成20年 3 月27日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めに次のように制定する。

平成20年 3 月28日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め

(趣旨)

第1 この取決めは、国立大学法人東京学芸大学役員規程（平成16年規程第31号）第5条第2項及び東京学芸大学副学長規程（平成16年規程第39号）第4条の規定に基づき、国立大学法人東京学芸大学理事（以下「理事」という。）及び東京学芸大学副学長（以下「副学長」という。）の担当名の表記及び職務分担（以下「職務分担等」という。）について定めるものとする。

(理事の職務分担等)

第2 理事の職務分担等は、次のとおりとする。

(1) 理事（教育等担当）

学部及び大学院の教育，入試，就職，広報等に関すること。

(2) 理事（研究等担当）

研究，学術情報，地域連携，産学連携，附属学校等に関すること。

(3) 理事（総務等担当）

総務，財務，点検評価，国際交流等に関すること。

(4) 理事（経営戦略等担当）

経営戦略等に関すること。

(副学長の職務分担等)

第3 副学長の職務分担等は、次のとおりとする。

(1) 副学長（教育等担当）

学部教務，学部学生指導，学部入試，学務関係渉外，施設・センター（保健管理センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター）等に関すること。

(2) 副学長（研究等担当）

研究推進，附属学校，競争的資金戦略会議，FD，教育実践研究推進機構，

施設・センター（環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，情報処理センター）等に関すること。

(3) 副学長（総務等担当）

人事（過半数代表及び組合関係業務を含む。），財務・施設，点検評価，国際戦略，環境保全，危機管理，男女共同参画等に関すること。

(4) 副学長（大学院教育等担当）

大学院（教職大学院を含む。以下同じ。）教務，大学院学生指導，大学院入試，資格認定試験，免許状更新講習，国際交流・留学生，施設・センター（留学生センター，現職教員研修支援センター）等に関すること。

(5) 副学長（情報等担当）

図書館，学内情報基盤整備，60周年記念事業，広報戦略等に関すること。

(6) 副学長（事務局等担当）

事務局（規程整備業務を含む。），地域連携，産学連携，文部科学省・東京都関係渉外，附属学校（理事（研究等担当）の補佐的業務），SD等に関すること。

（理事である副学長の担当名）

第4 理事である副学長の担当名は，当該理事としての担当名と同じにする。

（職務分担等の見直し）

第5 第2及び第3に規定する職務分担等は，必要に応じて見直すことができる。

（理事及び副学長が欠けた場合の措置）

第6 理事及び副学長に欠員が生じた場合は，その後任が補充されるまでの間は，適宜，職務分担等を変更するものとする。

（学長の代行）

第7 学長は，学長に事故等があるときにその職務を代行する理事をあらかじめ指名するものとする。

附 則

- 1 この取決めは，平成20年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京学芸大学の理事の職務分担等に関する取決め（平成16年4月1日学長裁定）は，廃止する。